

(目的)

第1条 この条例は、豊島区内における迷惑な客引き行為等を防止し、安全で安心なまちづくりを推進することにより、区民の平穏な生活を確保するとともに、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 区民等 豊島区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)に居住又は滞在する者(通過する者を含む。)及び区内において事業(その準備行為を含む。以下同じ。)を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。

(2) 飲食店等 次に掲げる営業をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業

イ 酒類を伴う飲食をさせる行為の提供を行う営業

ウ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(1) 区民等の生活安全を阻害するおそれのある第5条の規定に違反する客引き及びこれを目的とした客待ち並びに勧誘及びこれを目的としたうろつき、たたずみ又はたむろすることを防止するための施策の推進に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、区の区域を管轄する警察署等関係行政機関、防犯関係団体等と緊密な連携を図るものとする。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、次条の規定に違反する他人に迷惑となるような事業活動を行わないよう努めるとともに、前条第1項の規定による区の施策に協力するよう努めるものとする。

(客引き行為等の禁止)

第5条 何人も、道路、公園、広場、駅その他の公共の場所において、公衆の目に触れるような方法で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 飲食店等の営業に関し、客引きをすること。

(2) 前号に掲げる行為を行う目的で、客待ちをすること。

(3) 次のいずれかに該当する役務に従事するように勧誘すること。

ア 人の性的好奇心に応じて人に接する役務

イ 専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務

(4) わいせつな行為に係る姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。

(5) 前2号に掲げる行為を行う目的で、うろつき、たたずみ又はたむろすること。

(不当な客引き行為等を用いた営業の禁止)

第6条 飲食店等を営む者は、前条第1号の規定に違反する客引き行為をした者又はその他の者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該店舗又は施設内(以下「店舗等」という。)に立ち入らせてはならない。

2 飲食店等を営む者は、その業務に関して、従業員への注意、監督等、前条第1号の規定に違反する客引き行為を受けた者を客として当該店舗等へ立ち入らせないための措置を講じなければならない。

(迷惑行為防止重点地区の指定)

第7条 区長は、前2条に違反する行為を防止するために、特別な措置を講ずる必要があると認める区域を迷惑行為防止重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、重点地区を変更し、又は解除することができる。

3 前2項の規定により重点地区を指定し、又は変更し、若しくは解除したときは、区長は、規則で定める事項を告示しなければならない。

(指導)

第8条 区長は、重点地区内において、第5条及び第6条に違反する行為をしていると認める者に対し、当該行為をやめるよう又は従業員への注意、監督等を行うよう指導することができる。

2 区長は、前項の指導を、区長があらかじめ指定する者に事務の一部を委託して、行わせることができる。

(警告)

第9条 区長は、重点地区内において、第5条及び第6条の規定に違反する行為を行った者に対し、前条第1項で規定する指導をした場合において、当該指導を受けた者が、更に当該違反行為をしていると認めるときは、その者に書面をもって、当該違反行為をしてはならない旨の警告をすることができる。

(勧告)

第10条 区長は、前条に規定する警告を受けた者が、更に当該違反行為をしていると認めるときは、その者に書面をもって、当該違反行為の中止を求める勧告をすることができる。

(公表)

第11条 区長は、前条に規定する勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則に定める事項を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第12条 区長は、前条の規定による公表をしようとするときは、第10条に規定する勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与え、その意見を聴かなければならない。

2 区長は、前条の規定による公表をしようとするときは、第10条に規定する勧告を受けた者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者である場合は、当該法人又は人に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与え、その意見を聴かなければならない。

(店舗場所提供者への通知)

第13条 区長は、第11条の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

(調査等)

第14条 区長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な事項を調査することができる。

2 区長は、前項の規定による調査に当たり必要があると認めるときは、その必要と認める範囲において関係人に対し、質問をし、又は文書の提示その他の協力を求めることができる。

(過料)

第15条 以下の各号のいずれかに該当する者は5万円以下の過料を科する。

(1) 第10条に規定する勧告を受けた後に、重点地区内において第5条の規定に違反する行為をした者

(2) 第10条に規定する勧告を受けた後に、重点地区内において第6条第1項に違反する行為をした者

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して同条に規定する過料を科する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条から第13条まで、第15条及び第16条の規定は、同年10月1日から施行する。

(豊島区生活安全条例の一部改正)

2 豊島区生活安全条例(平成12年豊島区条例第64号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

3 この条例の施行前の豊島区生活安全条例第11条第2項の規定により定められた迷惑行為防止重点地区は、第7条第1項で定める迷惑行為防止重点地区とみなす。